

令和2年2月28日

新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための学校園の臨時休業措置について

全国各地において、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、内閣総理大臣及び大阪府知事からの要請を受け、本日、阪南市新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、阪南市立幼稚園、小学校及び中学校の臨時休業について下記の通り決定いたしました。

記

1. 対象

阪南市立幼稚園、小学校及び中学校、全校園

2. 臨時休業の期間

令和2年3月2日（月）～ 令和2年3月24日（火）

3月25日（水）以降の措置については、今後の状況を見極めたうえで判断します。

3. 臨時休業時の学校園行事等について

臨時休業の期間中に予定されている入学試験や修了証書授与式・卒業証書授与式関連行事の実施・中止・延期等の決定及びこれらの準備・出願・練習等、その他必要な登校園については、学校園と協議の上、決定します。

4. 臨時休業時の子どもの緊急受け入れについて

感染拡大防止の観点から、可能な限り自宅で過ごしていただきますよう保護者にはお願いしています。

ただし、真に家庭にやむを得ない事情があり、臨時休業のために対応できない幼稚園、小学校低学年（1～3年生）、小、中学校の支援学級入級のご家庭につきましては、お子さんに風邪症状等の体調不良がないことを条件に、当面の間、以下のように学校園での緊急受け入れを実施いたします。

（通常の授業や保育、預かり保育の実施はありません。状況により、緊急受け入れの縮小・中止を実施することがあります。）

- ・緊急受け入れを希望される際には、前日16：30までに学校園に電話等でご連絡ください。（3月2日（月）については、登校園の際に申し出る）
- ・緊急受け入れの時間帯は、8：00～16：30の間とする。
- ・登下校・登降園の安全確保のため、登下校・登降園に関しては、必ず保護者等による送迎とします。
- ・給食はありません。必要であれば、昼食を持参させてください。
- ・臨時休業の期間中、当面の間、留守家庭児童会は通常通り開設します。

*裏面にもお知らせがございますので、ご覧ください。

5. 日常の健康状態の把握や対応について

○保護者には、子どもの日々の健康状態をご確認いただき、以下の対応を依頼。

次のいずれかの症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに電話相談してください。また、同センターに相談された場合は速やかに学校園に連絡してください。

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
- ※基礎疾患等のある方は、症状が2日程度続く場合
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

【連絡先】帰国者・接触者相談センター(泉佐野保健所内) 電話 072-462-7703

本件についての連絡先

阪南市教育委員会事務局
生涯学習部 学校教育課
電 話 072-471-5678